

施設・居住系サービス

(人)

	18年度	19年度	20年度	26年度
介護保険施設及び介護専用型居住系サービス利用者数 (要介護2以上に占める割合)	10,811 (35.67%)	11,212 (37.09%)	11,632 (37.40%)	13,590 (37.00%)
介護老人福祉施設	4,349	4,549	4,749	5,674
介護老人保健施設	3,163	3,252	3,360	3,716
介護療養型医療施設	2,690	2,690	2,690	2,690
認知症対応型共同生活介護	609	644	679	890
介護専用型特定施設	0	77	154	620
混合型特定施設	393	455	517	889

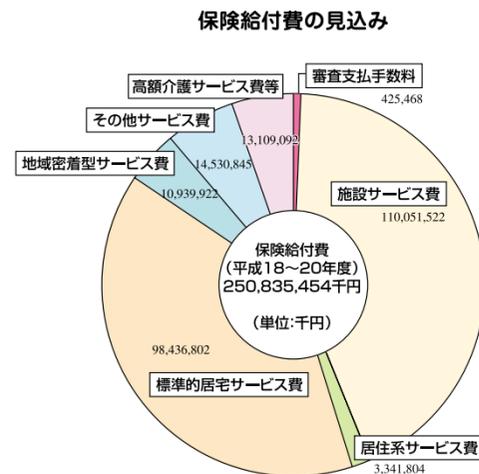
居宅サービス

		予防給付	介護給付	計
標準的居宅サービス(平成20年度)	訪問介護	人/月 9,601	12,307	21,908
	訪問入浴介護	人/月 12	916	928
	訪問看護	人/月 782	4,100	4,882
	訪問リハビリテーション	人/月 64	294	358
	通所介護	人/月 3,575	8,579	12,154
	通所リハビリテーション	人/月 1,543	4,276	5,819
	短期入所生活介護	人/月 251	2,343	2,594
	短期入所療養介護	人/月 101	947	1,048
	居宅療養管理指導	人/月 807	3,863	4,670
	福祉用具貸与	人/月 5,584	13,707	19,291
	(平成20年度) 標準的地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	人/月 -	833
認知症対応型通所介護		人/月 227	365	592
小規模多機能型居宅介護		人/月 242	390	632
(平成20年度) その他の居宅サービス	居宅介護支援・介護予防支援	人/月 15,114	24,365	39,479
	特定福祉用具販売	人/月 246	396	642
	住宅改修	人/月 72	412	484

3 介護保険給付費の見込み

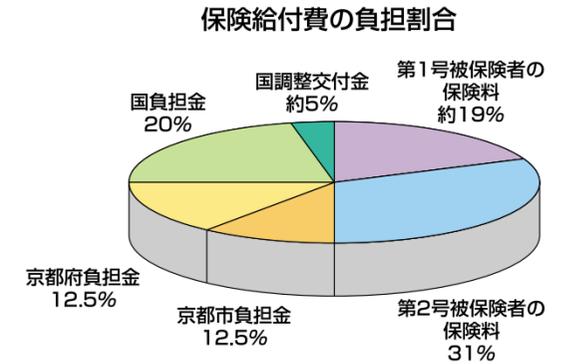
第1号被保険者の保険料算定の基礎となる平成18年度から20年度までの保険給付費は、およそ2,509億円となります。

また、本市では第1期及び第2期の事業運営期間ともに保険財政に赤字が生じたため、第1号被保険者の保険料の不足分を京都府財政安定化基金等から借り入れており、その返還に要する費用を第3期保険料に上乗せすることになります。



■ 第1号被保険者の保険料

介護保険制度は、国、地方自治体、国民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、介護保険給付費のうち、約19%^{*}が第1号被保険者の負担となります。



^{*}第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なりますが、標準的な市町村では19%となります。

今回の制度見直しにより、保険料段階区分の多段階化が可能とされたことから、被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細かな段階及び保険料率の設定を行います。

所得段階区分		保険料率	月額保険料		
第1段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	基準額×0.5	2,380円		
第2段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、[(前年の合計所得金額+課税年金収入額) ≤ 80万円/年]を満たす者	基準額×0.5	2,380円		
第3段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税であって、第2段階以外の者	基準額×0.75	3,570円		
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税課税者がいる場合	基準額	4,760円		
第5段階	○本人が市民税課税者の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	5,236円
第6段階			200万円未満	基準額×1.25	5,950円
第7段階			400万円未満	基準額×1.5	7,140円
第8段階			700万円未満	基準額×1.75	8,330円
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	9,520円

